

令和4年第6回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月8日
午前10時00分開会
於 議場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第41号 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第42号 氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止す
る条例について
- 日程第 6 議案第43号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 7 議案第44号 氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 8 議案第45号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第46号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第11 議案第48号 氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第16 議案第53号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第17 議案第54号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第18 議案第55号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の

- 一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第57号 氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第58号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第59号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第60号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第24 議案第61号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第62号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第63号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第64号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第65号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

2. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 飯田健二	2番 西尾正剛
3番 木下厚	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	平山早苗
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和4年第6回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定によって、4番、清田一敏君、5番、長尾憲二郎君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期を本日から12月15日までの8日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告書が提出されていますので報告します。

次に、今回受理した要望書1件は資料をタブレットに格納します。

次に、例月現金出納検査及び定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和4年10月6日に、熊本町村議会議長会理事会がオンラインで開催され、副議長が出席しましたので報告します。

次に、令和4年11月24日に熊本県町村議会議長会、議会広報研修会が益城町で開催され、議会広報調査特別委員会委員4名が出席しましたので報告します。

次に、令和4年第1回八代生活環境事務組合、議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和4年10月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和4年第2回氷川町及び八代市中学組合議会の定例会が開催され、会議結果の報告が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。



- 日程第 4 議案第 4 1 号 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止す
る条例について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 10 議案第 4 7 号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 11 議案第 4 8 号 氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 4 9 号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 5 0 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 5 1 号 氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 5 2 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 16 議案第 5 3 号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 17 議案第 5 4 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 18 議案第 5 5 号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 5 6 号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関す
る条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の
報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 5 7 号 氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 5 8 号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 5 9 号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 6 0 号 令和 4 年度氷川町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 1 号 令和 4 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 2 号 令和 4 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 6 3 号 令和 4 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 6 4 号 令和 4 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 6 5 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、議案第 4 1 号「氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第 2 8、議案第 6 5 号「熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」までを一括議題とします。

町長の挨拶と提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。二十四節気の一つ、大雪を迎えまして、日に日に寒さが増しておりますけど、議員各位には、日頃よりご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 4 年第 6 回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共にお忙しい中、お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の推進にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして、各種事務事業も概ね順調に進捗をしております。心より感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者の数がここにきまして、また増加傾向にございます。感染拡大の第 8 波が懸念をされ、まだまだ予断を許さない状況が続いているところであります。市町村ごとの新規の感染者数の公表がなされませんので、町内の感染状況が判断出来ませんが、継続して感染が続いているものと思われまますので、これまで同様、あるいはこれまで以上の感染予防にご注意をい

たきますよう、よろしく願いをいたします。

ちなみに、感染予防の5回目のワクチン接種も今、実施いたしております。接種対象者に占める11月末現在の接種率は、1回目接種の接種率が82.75パーセント、2回接種の接種率が82.32パーセント、3回目の接種率が72.59パーセント、4回目の接種率が49.72パーセント、5回目の接種率が7.31パーセントの状況でございます。まだまだ、4回目と5回目の接種が進んでいないということでございまして、どうぞ皆さん方からも、それぞれお勧めをいただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止をいたしておりました町内のさまざまなイベントにつきましても、感染予防対策を徹底しながら少しずつ再開しているところでもあります。梨マラソン大会、文化祭、町民体育祭、秋季大祭を実施したところでもあります。また、先月は、商工会青年部の主催によります、ひかわボタニカルマーケットが開催され、大盛況であったという報告をいただいております。感染予防に注意をしながらも、それぞれですね、できることはしっかり進めていければと思っております。

竜北西部学童保育所建設事業につきましても、進捗率が81.5パーセント。現在、内装及び外構工事を実施しております、順調に進んでいるところでもあります。

ふるさと納税につきましても、順調に伸びてございまして、11月末現在で4万9,679件、5億1,514万2,500円の寄附をいただいております。また、昨年約2倍以上の実績が見込まれますので、今回、補正予算を提案いたしております。また、企業版ふるさと納税も3件、210万円をいただいております。

令和4年度も残り4カ月を切りました。計画した事務事業の円滑な推進に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、条例の制定及び一部改正、並びにその他20件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算の5件でございます。

議案第41号から議案第51号は、国家公務員法及び地方公務員法において定年の段階的引上げや高齢期職員における多様な勤務制度を内容とする改正がなされたことに伴い、関係する条例の一部改正または廃止を行うものであります。

議案第52号から議案第56号は、人事院勧告に伴い、一般職の職員、特別職及び会計年度職員の給与及び報酬等について、関係するそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第57号は、氷川町の一部過疎地域指定に伴い、氷川町過疎地域の持続的発展の支援に関わる固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものであります。

議案第58号は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正に伴い、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第59号は、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、氷川町下水道事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

議案第60号は、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）でありまして、歳

入歳出それぞれ5億3,287万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ87億5,326万5,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、国庫支出金、寄附金、繰入金及び繰越金で、歳出の主な事業内容は、ふるさと納税事業支援業務委託料及び基金積立金、障害福祉サービス費及び出産子育て応援給付金等でございます。

議案第61号は、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ18億6,219万3,000円とするものでございます。

歳入の主な事項は県支出金で、歳出の主な事業内容は会計年度任用職員の人件費であります。

議案第62号は、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ17億4,693万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは繰入金、歳出の主な内容は会計年度任用職員の人件費であります。

議案第63号は、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ2億262万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは繰入金、歳出の主な内容は会計年度任用職員の人件費であります。

議案第64号は、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,439万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ5億3,714万1,000円とするものでありまして、歳入の主なものは国庫支出金、繰入金、町債、歳出の内容は公共下水道維持費及び八代北部流域下水道建設負担金でございます。

議案第65号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、地方公務員法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げます。招集挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、議案第41号から順次、詳細説明を求めます。

総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第41号、氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年が引上げられること等に伴い、条例の関係規定の整備を行うもので

ございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

第3条で、定年の年齢を65歳に改めます。

第3章では、管理監督職勤務上限年齢制について定めています。役職定年制度と言われるもので、管理監督職とは課長、審議員の職で、その定年を60歳としております。60歳に達した以降の最初の4月1日以降は、管理監督の職には就くことができないとされ、管理監督職以外の職に降任することになります。

第4章は、定年前再任用短期間勤務制の導入について定めています。60歳に達した日以降、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用できることを定めるものです。任期はその職員の定年までの期間となります。

附則で、定年に関する経過措置といたしまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は、定年年齢を2年に1歳ずつ上げられます。

また、定年の段階的な引上げ期間においても、現行と同様に65歳まで再任用制度を暫定的に措置する暫定再任用の規定を設けています。

これで、議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号をお願いいたします。

氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が上げられること等に伴い、現行の再任用制度を廃止するものです。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第42号の説明を終わります。

続きまして、議案第43号をお願いいたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が上げられること等に伴い、条例の関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容は、新旧対照表でご説明いたします。

現行の第3条第5項の再任用職員の規定、第3条の2の再任用短時間勤務職員の規定を削り、第3条第5項に定年前再任用短時間勤務職員の給与について定めています。

附則第11項以降の規定で、当分の間、60歳から上げられた定年年齢までの間における職員の給料月額は、60歳時の7割水準に制定することと定めています。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、現行の再任用職員と同額になります。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第43号の説明を終わります。

次に、議案第44号をお願いいたします。

氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

職員が60歳以降となり、給料月額が7割水準となる場合や役職定年制による降任の場合における降給に関する事項を、条文と附則において規定しております。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第44号の説明を終わります。

議案第45号をお願いいたします。

氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号をお願いいたします。

氷川町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条の第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。このほか、条文の整備を行っております。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号をお願いいたします。

氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条、育児休業をすることが出来ない職員及び、第9条、育児短時間勤務をすることができない職員に、異動期間を延長された管理監督職の職員を追加しております。

また、再任用短時間勤務職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員に改めています。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第47号の説明を終わります。

議案第48号をお願いいたします。

氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

地方公務員法の改正に伴う条文の整備を行うものです。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第48号の説明を終わります。

議案第49号をお願いいたします。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるも

のです。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第49号の説明を終わります。

議案第50号をお願いいたします。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

公益店等法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項第5号を追加し、派遣ができない職員に異動期間を延長された管理監督職の職員を定めています。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号をお願いいたします。

氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法の改正により地方公務員の定年が引上げられること等に伴うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条、減給の効果として、給料の引下げにより減給額が給料等の10分の1を超えることとなった場合に、減給額を減ずる規定を追加するものです。

令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第51号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号をお願いいたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の職員について、国家公務員に準拠した取扱いとするため、条例の関係規定を整備するものです。

令和4年の勧告概要といたしましては、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給与月額の上上げ及び、ボーナスの支給月数を0.1月分引き上げるものがございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。

まず、第1条関係でございます。

第15条第2項第1号中、勤勉手当の支給率100分の95を100分の105に改め、第2号中、再任用職員の支給率100分の45を100分の50に改め、令和4年12月1日から適用いたします。

また、別表第1の行政職給料表を改正し、令和4年4月1日から適用いたします。

次に、第2条関係でございます。

第2条関係で、第15条第2項第1号中の勤勉手当の支給率100分の105を100分の100に改め、第2号中、再任用職員の勤勉手当支給率100分の50を100分の47.5に改め、令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第52号の説明を終わります。

続きまして、議案第53号をお願いいたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和4年、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係でございます。

第6条第2項中、期末手当の支給率100分の147.5を100分の157.5に改め、令和4年12月1日から適用いたします。

次に、第2条関係でございます。

同じく、第6条、第2項中、期末手当の支給率100分の157.5を100分の152.5に改め、令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第53号の説明を終わります。

議案第54号をお願いいたします。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和4年、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、町長等の期末手当の支給率を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係でございます。

第4条中、期末手当の支給率100分の147.5を100分の157.5に改め、令和4年12月1日から適用いたします。

次に、第2条関係でございます。

同じく、第4条中、期末手当の支給率100分の157.5を100分の152.5に改め、令和5年4月1日から施行いたします。

これで、議案第54号の説明を終わります。

議案第55号をお願いいたします。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和4年、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の任期つき職員について、国家公務員に準じた取扱いとするため、条例の関係規定を整備するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条関係でございます。

第10条第2項中、100分の162.5を100分の167.5に改め、令和4年12月1日から適用いたします。

また、附則第2項で、準用する一般職の行政職給料表が改正される場合、当該改正に係る条例で定める適用の日から適用することを追加しています。

次に、第2条関係でございます。

第10条第2項中、100分の167.5を100分の165に改め、令和5年4月1日から施行することとしています。

これで、議案第55号の説明を終わります。

次に、議案第56号をお願いいたします。

氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、氷川町一般職の給与に関する条例を改正することに伴い、同条例の規定が準用される会計年度任用職員においても、その適用について関係規定を整備するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条関係及び第2条関係ともに附則の第3項を追加し、給与条例第3条に定める行政職給料表が改正される場合、その適用に当たっては、当該改正に係る条例でさらに定める適用の日から適用することと定めています。

公布の日から施行することとしております。

これで、議案第56号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 議案第57号、氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明いたします。

氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、氷川町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、一定の事業用資産を取得した製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業について、固定資産税の課税免除を行うことに関し、必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

主な内容につきまして、ご説明いたします。

まず、対象地域は竜北地区でございます。

対象となる事業種別は、先ほど提案理由で申し上げました製造業、情報サービス業等、農林水産物と販売業、旅館業になります。

課税免除の対象は、令和6年3月31日までに取得した事業の用に供する家屋、償却資産、家屋の敷地に対して課する固定資産税でございます。

資産の取得価格につきましては、500万円以上としておりますが、製造業と旅館業につきましては、事業者の規模に応じ、取得価格が変わってまいります。

課税免除の期間は、課税初年度から3年間でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、過疎法に基づく財政支援として、課税免除を行った減収分の75パーセントが普通交付税で補填されることとなります。

これで、議案第57号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第58号、氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の一部改正に伴うもので、当条例の附則第3条及び第4条が削除され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定されてい

る条項の第5条が第3条に繰り上がったことにより、氷川町で定める条例において、条ずれを起こしているため、条文整備を行います。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第8号中、広域連合条例附則第5条を広域連合附則第3条に改めるものです。

この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することといたします。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第59号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例についてご説明いたします。

氷川町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用するために条例を制定するものでございます。

条例制定の主な内容につきましては、令和5年4月より公営企業会計に移行することに伴う条件を定めたものになり、特定環境保全公共下水道と個別排水処理事業を通じて、一の特別会計を設けるものとしています。

この条例は令和5年4月1日から施行するもので、それに伴い、現在の氷川町下水道事業特別会計条例を廃止します。

さらに、経過措置としまして、改正前の下水道事業特別会計条例の公共下水道事業特別会計に係る決算上の剰余または不足、債権、債務及び資産については、本条例に基づく公共下水道事業会計に引き継ぐものとしています。

これで、議案第59号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第60号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,287万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,326万5,000円とするものです。

5 ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正です。

追加で、広報ひかわ印刷製本費、期間を令和5年度まで、限度額を388万2,000円とするものです。

6 ページをご覧ください。

第3表、地方債補正です。

竜北西部学童保育所建設整備工事において、起債対象であった工事監理業務を職員

で対応するため、委託料が不要となったことから、民生債の限度額を4,770万円に減額変更するものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

5款、5項、5目議会費、3節、職員手当等、33万3,000円、期末手当は、人事院勧告等による支給率改定に伴うものです。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、3節、職員手当等、110万円、時間外勤務手当は、台風14号避難所開設対応などによる不足見込み分の計上で、10節、需用費、165万、電気料は、エネルギー価格高騰の影響による不足見込み分の計上です。

10目、財産管理費、10節、需用費、100万円、修繕料は、サッシ修繕など高額修繕が相次いだことによる不足見込み分の計上です。

15ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、8節、旅費380万円、特別旅費は、竜北西部学童保育所落成式に伴い、ペルー共和国から平岡ルイス夫妻を招待する費用で、10節、需用費の食糧費、45万円は、歓迎レセプションなどに伴う費用です。

11節、役務費、451万6,000円、郵便料は、ふるさと納税寄附件数増加に伴い、郵送料に不足が見込まれるため増額するものです。

12節、委託料、1億7,400万円、ふるさと納税事業支援業務委託料は、今年度のふるさと納税目標額を9月定例議会で増額補正し、5億5,000万円としたところですが、現在、寄附額は既に5億円を超えており、寄附額の今後の見込み等から、寄附目標額を2億9,000万円増額し、8億4,000万円といたしました。これに伴い、返礼品代等を含む業務委託料に不足が見込まれるため、増額するものです。

16ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、85目、ふるさと氷川応援基金、24節、積立金、2億9,000万円、ふるさと氷川応援基金積立金は、寄附額増額分を基金に積み立て、事業の財源とするものです。

10款、総務費、15項、5目、戸籍住民基本台帳費、1節、報酬、10万7,000円から4節、共済費、5,000円までの計上につきましては、給与改定に伴うものです。

17ページをご覧ください。

17節、備品購入費、3万1,000円、一般備品は、パスポート電子申請に必要なバーコードスキャナ1台を購入するものです。

15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、次のページ、18ページの19節、扶助費の障害福祉サービス費等、2,200万円は、利用者の増により予算の不足が見込まれるため増額するもので、国2分の1、県4分の1の補助を財源とするものです。

22節、償還金利子及び割引料、320万2,000円は、説明、各給付事業の前年度実績による国、県への負担金返還金です。

19ページをご覧ください。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、10節、需用費、138万6,000円、消耗品費は、竜北西部学童保育所内の平岡千代照氏関連展示スペースと落成式にかかる費用です。

12節、委託料、竜北西部学童保育所建設整備工事監理業務委託料、252万6,000円の減額は、監理業務を職員で対応するため、不要となったことによる減額で、放課後児童クラブ健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策、132万円は、支援員の処遇改善をするもので、3事業所に委託料として支出し、国、県それぞれ3分の1の補助を財源とするものです。

17節、備品購入費、121万7,000円は、展示用テレビ1台の購入と、展示用ケース、建物表札看板等の規格仕様の変更による増額計上です。

19節、扶助費、500万円、出産子育て応援給付金は、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、支援につなげる伴走型相談支援と、妊娠届や出生届を行った妊婦等に対し、妊娠届時に5万円、出生届時に5万円を給付する経済的支援を、一体的に実施する事業で、令和4年4月に遡って適用し、対象を50人と見込み、国3分の2、県、町それぞれ6分の1の補助を財源とするものです。

22節、償還金利子及び割引料、749万3,000円の主なものは、20ページをご覧ください。

令和3年度子育て世帯等臨時特例支援事業補助金返還金、714万3,000円で、事業実績に伴う国への返還金です。

15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金の物価高騰対策事業、保育所等分、178万円は、物価高騰の影響を受けている保育所等に対して、光熱水費、燃料費等の一部を支援するもので、町内8つの事業者を対象に、県2分の1、町2分の1の補助を財源とするもので、保育環境改善事業、安全対策事業補助金、108万円は、園児の安全対策として、送迎バスへの置き去り防止のためのブザー設置等に必要な経費を補助するもので、送迎バスを有する町内5つの事業者を対象に、国10分の9の補助を財源にするものです。

21ページをご覧ください。

15款、民生費、15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、10節、需用費、186万4,000円、電気料は、エネルギー価格高騰による電気料の不足見込み分の計上です。

22ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の次世代型果樹園モデル実証事業補助金、501万9,000円は、梨農家2戸を対象とし、省力樹形自走コンポスター、乗用リフト等の導入により、労働生産性の向上を実証する事業で、県補助金を財源とするものです。

23ページをご覧ください。

30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金、営業時間短縮要請協力金事業負担金、114万1,000円の減額は、熊本県が実施した同名事業の事業実績により、負担金が確定したことによる減額です。

24ページをご覧ください。

35款、土木費、20項下水道費、5目、公共下水道費、27節、繰出金、下水道事業特別会計繰出金、979万6,000円は、八代北部流域下水道建設負担金等の事業費増加に伴う繰出金の増額です。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費、10節、需用費、消耗品費、新型コロナウイルス感染症対策は、44万9,000円を減額し、次の25ページ、17節、備品購入費、一般備品、新型コロナウイルス感染症対策で、44万9,000円を計上し、避難所用折り畳みベッド24台を新たに購入するものです。

26ページをご覧ください。

45款、教育費、20項、社会教育、社会教育費、10目、公民館費、12節、委託料、宿泊通学体験事業委託料、136万円の減額、18節、負担金補助及び交付金の人材育成交流事業助成金、290万円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことによるものです。

27ページをご覧ください。

55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料、町債元金、612万円の減額は、令和3年度分借入額の確定に伴う減額で、災害援護資金貸付金元金、76万9,000円は、繰上げての償還があったため、増額し、県へ償還するものです。

10目、利子、22節、償還金利子及び割引料、町債利子、247万3,000円の減額は、町債元金同様に、令和3年度分借入額の確定に伴う減額です。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

9ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、10節、障害者支援給付費負担金、1,100万円は、障害福祉サービス等費用に係る2分の1の国負担分です。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金の子ども子育て支援整備交付金、968万7,000円は、竜北西部学童保育所建設事業の財源で、補助率が3分の1から3分の2にかさ上げされたことにより増額するものです。

また、保育対策総合支援事業補助金、108万円は、保育園のブザー設置費用等の財源です。

出産子育て支援交付金、333万3,000円は、妊娠届、出生届に支給する出産子育て応援給付金の財源で、3分の2の国の負担分です。

10ページをご覧ください。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、50節、災害救助費負担金、90万5,000円は、台風14号に伴う避難所運営に従事した職員の時間外勤務手当が災害救助法の恐れ段階、いわゆる事前適用の対象となったため、計上するものです。

70款、県支出金、10項県補助金、10目、民生費補助金、10節、児童福祉費補助金、物価高騰対策事業保育所等補助金、89万円は、歳出で説明いたしました同名称事業の財源で、2分の1の県負担分です。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の次世代型果樹モデル実証事業補助金、501万8,000円も歳出で説明いたしました同名称事業の財源です。

11ページをご覧ください。

75款、財産収入、10項、財産収入、財産売払い収入、10目、5節物品売払い収入、39万9,000円は、総務課所有の1トントラック1台の公売による収入です。

12ページをご覧ください。

80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金の2億9,000万円は、ふるさと納税額の11月までの実績から、今年度の見込み額を8億4,000万に増額するものです。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金、1億7,400万円は、ふるさと納税事業支援業務の財源とするものです。

20目、5節、合併振興基金繰入金、446万4,000円の減額は、財源としていました人材育成交流事業などが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったことによるもので、60目、5節、竜北西部学童保育所整備基金繰入金、205万7,000円の減額は、国補助金の増額などにより繰入金を減額するものです。

13ページをご覧ください。

99款、5項町債、7目、民生費、民生債、5節、合併特例債、210万円の減額は、竜北西部学童保育所整備事業において、起債対象であった建設監理業務を職員で対応することになり、委託料が不要となったことから減額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

28ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

これで、議案第60号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第61号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,219万3,000円とするものです。

歳出をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

30款、3項、保健事業費、10目、保健衛生普及費、1節、報酬から4節、共済費までの補正は、会計年度任用職員2名分の今年4月に遡る給与改定に伴う総額10万円の補正でございます。

次に、歳入のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金、9万8,000円は、歳出分に関する交付金によるものです。

不足分の2,000円は、45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金からの対応で計上いたしました。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第62号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,693万8,000円とするものです。

歳出をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5款、総務費、15項、介護認定調査会費、5目、認定調査費、1節、報酬、7万8,000円及び、4節、共済費、1万6,000円の補正は、会計年度任用職員3名分の今年4月に遡る給与改定に伴う補正でございます。

3節、職員手当等につきましては、4月新規採用の会計年度職員1名についての6月期末分が減額となり、今回の給与改定に伴う6月、12月分の増額分7,755円を差引きまして、8万8,000円の減額計上となっております。

歳出総額、6,000円の補正でございます。

6ページへお戻りいただき、歳入は40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、その他一般会計繰入金、5節、事務費繰入金、6,000円は、歳出分に関する計上でございます。

以上で、議案第62号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第63号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定め

るため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億262万4,000円とするものです。

歳出をご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

15款、保健事業費、5項、保健保持増進事業費、10目、健康増進事業費、1節、報酬から4節、共済費までの補正は、会計年度任用職員2名分の今年4月に遡る給与改定に伴う総額8万6,000円の補正でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、5節、事務費繰入金、8万6,000円は、歳出分に関しての計上でございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第64号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,439万6,000円を追加し、歳入歳出総額を5億3,714万1,000円とするものです。

4ページをご覧ください。

地方債補正としまして、借入限度額を5,520万円から6,280万円に増額するものです。

次に、歳出について説明します。

8ページをご覧ください。

5款、5項、公共下水道費、10目、公共下水道維持費、10節、需用費にマンホールポンプ場電気料として、エネルギー価格高騰分の影響としての不足見込額40万9,000円を計上しています。

建築物修繕料につきましては、先の管破損に伴う修繕料として、最終的に不足した96万5,000円を同項目より流用して対応しましたので、その分を補填した分になります。

次の修繕料の75万円につきましては、国道443号及び県道14号鏡宇土線の舗装工事に伴うマンホールの高さ調整分を計上しています。

12節、委託料のストックマネジメント計画策定業務委託料、1,500万円は、現在、宮原処理区の八代北部流域下水道への接続を進めていますが、雨天時侵入水によ

る汚水処理量の増加により、豪雨時に、八代北部浄化センターに全量送水が可能なのかを過去のデータをもとに10分単位でシミュレーション等を行います。これにより、全量送水が可能なか、一時的な処理施設を設置する必要があるのかどうかを判断するための委託業務になります。

なお、この業務につきましては、社会資本整備総合交付金として2分の1補助を予定しています。

15目、公共下水道建設費、18節、負担金補助及び交付金に、八代北部流域下水道事業建設負担金として、令和4年度負担金決定に伴い、761万2,000円を計上しています。

この負担金につきましては、全額、下水道事業債を充てます。

15款、5項、公債費には、令和3年度借入れに伴う地方債の元利償還金について、実績に伴い、元金と利子の過不足分を補正計上しています。

次に、歳入の説明を行います。

7ページをご覧ください。

15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、5節、下水道補助金には、歳入で説明しましたストックマネジメント計画策定業務委託に伴う分として、700万円を計上しています。

20款、繰入金、5項、5目、5節、一般会計繰入金には、歳出に伴う歳入不足額として、979万6,000円を計上しています。

35款、5項、町債、5目、5節、下水道債につきましても、歳出で説明しました八代北部流域下水道事業建設負担金に係る分として、760万円を計上しています。

10ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、内容をご確認ください。

これで、議案第64号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第65号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により関係市町村議会の議決を求めます。

変更の内容は、別表第1及び別表第2中の、菊池環境保全組合を削るものでございます。

令和5年4月1日から施行することとしております。

これで、議案第65号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで11時25分まで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 25 分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第 41 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 42 号については質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 43 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 44 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 45 号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 46 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 47 号については質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 48 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 49 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 50 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 51 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めなしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 新たに条例ができるわけですので、ここで言われている製造業等、対象となる企業が、現在もあるものなのか、これから入ってくるものなのか。その点が一つと、財源のうち75パーセントは交付税で措置されるということですが、残りの分、25パーセントを町が出すということになるんでしょうか。もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 財源の75パーセントは交付税措置で、25パーセントは、町の負担と言うより、町の減収ということになるかと思えますけれども、それだけ設備投資をしていただいておりますので、減収と言いますか、何もしなければ、固定資産税はかからないんですが、それだけ設備投資していただくということで、固定資産税が増えるということにはつながるのかなとは思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） この対象についてどうでしょうか。今から来る分なのか、今もある分だろうかもあわせて、過去3年間ということだと思うので、それはどうなりますか。新しく来た業者なのか。新しく始める業者、今ある業者。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） もちろん、新しく始める方も対象にはなりますけれども、現在、事業をされている方であっても、ここに該当すれば、固定資産税の免除の対象になります。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 対象地域が、過疎指定されている竜北地区ということになり

ますが、よくある本社とか支社とかという関係がありますが、現物が竜北地区にあって、本社は宮原ということもあるかと思うんですが、そういうものも対象になるんですかね。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 対象地区内ということで規定してございますので、対象になると考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川君いいですか。

○6番（吉川義雄君） いいです。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、第59号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、第60号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号から議案第65号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第65号までは議案付託表のとおりそれぞれ常任会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後11時33分